

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	688	771	695	700
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	688	771	(※記入は任意)	/
	執行額(百万円)	579	648	(※記入は任意)	/	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		173日	175日	164日	130日	115日	116日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	140日	140日	120日	120日	
	2. 7地域における環境リスク調査の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末までに、5,831人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。 ・その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。 ・これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行った。 					26年度	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、(1)事務手続の効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査を経ずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成26年度末までに10,170件(平成25年度末:9,471件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行い、平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務については、平成25年度から平成26年度までは平均処理日数120日以内となっている。 石綿の健康リスク調査については、平成18年度から平成25年度までの調査結果を取りまとめ、公表した。平成27年度に石綿の健康リスク調査の総括を行うこととしている。 石綿の健康リスク調査で得られた知見に基づき、石綿の健康リスク調査終了後の検討を行った結果、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。 石綿の健康リスク調査で得られた知見を踏まえ、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。 平成27年から行う石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	石綿の健康リスク調査に関しては、石綿の専門家や地方公共団体の関係者からなる石綿の健康影響に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	石綿の健康影響に関する検討会報告書(これまでの「石綿の健康リスク調査」の主な結果及び今後の対応について(平成26年3月))
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 眞鍋 馨	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------------	--------------------	--------------------	----------	---------